公

規

則

○福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

0

一部を改

目 次

告

正する規則

- ○土地改良区の定款の変更を認可した件
- ○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
- ○道路の区域を変更する件Ⅰ 三件
- ○道路の供用を開始する件

○廃川敷地等が生じた件

島

- 福島県教育委員会
- ○県営土地改良事業の工事が完了した件
- ○都市計画事業の認可の告示があった件

- ○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則○福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- ○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- ○高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する
- 福島県教育委員会教育長 件の一部を改正する件
- ○一般競争入札を行う件

○落札者を決定した件

○あっせん員候補者として委嘱した件 福島県労働委員会

75

○令和四年一月二十八日付け号外第四号中

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

規

則

に公布する 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここ

福島県規則第六号

令和四年二月十八日

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

福島県知事

内 堀

雅

雄

六十一号)の一部を次のように改正する。 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (平成二十一年福島県規則第

五項までの規定による認定の申請に係る住宅(以下「認定申請住宅」という。)」に改に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第五条第一項から第 条第五号を同条第四号とする。 性能評価書を除く。)」を加え、「の写し」を「又はその写し」に改め、同号を同条第 し、同条第四号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号を同条第三号とし、 によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅 一号とし、同条第三号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同号を同条第二号と 第一条第一号を削り、 「規定する住宅性能評価書」の下に「(品確法第六条の二第三項又は第四項の規定 同条第二号中「認定申請住宅」を「長期優良住宅の普及の促進 同

に改める。

第五条中「第十条」を「第十一条第一項」に、

「同条第二号」を「法第十条第二

号

丰 丰 美 美

놏

占

第五条の次に次の一条を加える (許可の申請に必要と認める図書等)

第六条 省令第十八条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、 掲げるものとする。 次の各号に

- の心項及び必項に掲げる図書 建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の表
- 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)
- 2 書又は書面の提出を求めることができる。 と認めるときは、前項各号に定める図書又は書面のほか、審査上特に必要と認める図 知事は、前項各号に定める図書又は書面のみによっては審査することが困難である

쓸 스

八二

ひ 実 夫

分、 での規定による認定の申請に係る住宅(以下「認定申請住宅」という。)」に改める部 る法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第五条第一項から第五項ま 号を削る部分、同条第二号中「認定申請住宅」を「長期優良住宅の普及の促進に関す この規則は、 同条第二号を同条第一号とする部分、 令和四年二月二十日から施行する。ただし、第一条の改正規定 同条第三号を同条第二号とする部分、 、同条第 (同条第

숲

ద

規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の

福島県告示第九十号

和四年四月一日から施行する。四号を同条第四号とする部分に限る。)は、四号を同条第三号とする部分及び同条第五号を同条第四号とする部分に限る。)は、

建築指導課

示

福島県告示第八十九号

下町只見川土地改良区から令和四年一月二十七日付けで申請のあった定款の変更につい 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、会津坂 同年二月九日認可した。

令和四年二月十八日

福島県知事 内 (農村計画課)

令和四年二月十八日

次のとおりである。

島

星美代子 星源助 三浦為三 猪股三起子 渡部倉吉 渡部和市 所在の不分明な者の氏名 渡部門吉 五十嵐亀吉 渡部ヨイ 小椋清光 荒井重作 荒井又重 渡部正一 星保男 玉川孝

福島県知事

内

堀

雅

雄

福

賀吉夫 桜木注三郎 渡部常太郎 渡部竹四郎 渡部竹松 渡部長四郎 渡部長太郎 渡部伊八 渡部卯之吉 小椋義道 星ヨシイ 渡部利平 渡部直三郎 小山永吉 渡部林次郎 小山市作 渡部彦七 星長次郎 渡部信義 小室フジエ 芳賀耕八 五十嵐ワイ 渡部喜代作 小山常松 渡部林太郎 渡部傳三郎 堀井久次 堀井勝太郎 渡部文吉 渡部平八 渡部喜六 渡部亀重 渡部儀作 渡部久三郎 小山清太郎 渡部豊三郎 渡部豊太郎 小山善吉 小山豊作 星源八郎 郎 堀井長 芳

次郎 遠藤卯平 遠藤岩吉 遠藤吉次郎 遠藤源次 渡部金四郎 渡部熊吉 渡部四五エ門 渡部七三郎 森励岸 児山甚三郎 弓田安次 弓田金作 弓田金藏 弓田徳重 弓田浜吉 通知の内容の要旨 遠藤善作 遠藤定吉 五十嵐久太郎 五十嵐久平 佐藤平角 星丑太郎 渡部権藏 渡部平吉 芳賀安太郎 芳賀利八 五十嵐久六 渡部周作 遠藤甚吉 遠藤清次 遠藤浅吉渡部周作 渡部庄三郎 渡部庄 五十嵐新次郎 黒 弓田平

保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

令

- 2 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和四年福島県告示第三 十六号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
- り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第九十一号

規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和四年二月十八日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

沢千恵子 赤石沢勝司 木仁太郎 酒井調治 遠藤春夫 石沢律 髙橋福寿 荒巌 斎藤ミノリ 後藤恒男 鈴木富治 宍戸亥助 佐藤伝 後藤リキ 奥山重政 遠藤清一 遠藤三夫 半谷運治 遠藤清勝 遠藤一二 髙玉政衛 後藤基衛 後藤トシ 前田サツ子 佐々木綱三 渡部喜造 小山田秀 赤石沢武 戸沢ミツエ 伊東重典 高玉政衛 赤石 佐々

- 一 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 十四号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和四年福島県告示第三
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第九十二号

する。 計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

島

令和四年二月十八日

福島県知事
内
堀
雅
雄

計画課及び福島県県南建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

	一一八八号	出 彩 名	泉
までおり			
までまで、一番地先の一番である。	也先小方中野字大道西二四番三中野字大道西二四番三会津若松市門田町大字	E L	1
変更後	変更前	の 変 見 別 後	更更
三九 五・三 七	三五・〇~	(メートル)	敷地の幅員
六七五・〇	六七五・〇	(メートル)	延
0	0)	長

(道路計画課

福島県告示第九十三号

令和四年二月十八日課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事内 堀雅 雄

	泉 佐南新田 田 洪	路 線 名
で 寺崎四四	字寺崎三八南相馬市區	区
で 字寺崎四四番一地先ま 同 市原町区上渋佐	ら 字寺崎三八六番地先か字寺崎三八六番地先か南相馬市原町区上渋佐	間
変更後	変更前	の変変 更更 別後前
一二 六 二	八 九·三 三 ~	敷地の幅員
	110.	(メートル)
二 九 五 五	二 九 五	ル) 長

(道路計画課

福島県告示第九十四号

一ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

	一 一般 国 道	路般名	泉		令和四年二
で 塚字戸塚五九番地先ま同 郡同 町大字戸	字 白舘 川	Þ	<u> </u>		二月十八日
九番地先ま町大字戸	本八番二地先か郡矢祭町大字東	Ī	1		
変更後	変更前	の ਭ 別 後	更更		
一 四 - · 九	一七 :	(メートル)	敷地の幅員	福島県知事	
<u> </u>		(X	延	内	
一、二七八・六	一、二七三・六	(メートル)	長	堀 雅 雄	

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

松建設事務所で令和四年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和四年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名 供用開始の区間供用開始の期日 中般国道一八号 会津若松市門田町大字中野字左鎖令和四年二月一八日西二四番三地先からでは、 一般国道一八号 会津若松市門田町大字中野字左鎖令和四年二月一八日では、 日 中間		
線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 道一八号 会津若松市門田町大字中野字屋敷 一二四番三地先から 西二四番三地先から 西二四番三地先から 四二四番三地 (中 用 開 始 の 期)	一般	路
名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期	道一	線
一番 地先まで 世界 世界 世界 世界 世界 世界 世界 世	号	名
一番一地先まで 日本 世界 日本	二同西会	供
一地先まで	一 四 若	用
字中野字屋敷 の 区 間 供用開始の期	一 市 三 市 地 門 地 門	開
字中野字屋敷 の 区 間 供用開始の期	先田先田	始
字屋敷 中間 供用開始の期	学中中	の
令和四年二月一八日	字 字	区
和四年二月一八日	度 大 敷 道	間
四年二月一八日		供
年二月一八日	兀	用
一 八 日 期	年	
一 八 日 期	月	始
日 ※		
日日	日	1
		日

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十

備え置いて縦覧に供する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に

令和四年二月十八日

公告第四十九号

三三

廃川敷地等が生じた年月日 河川の名称 二級河川夏井川水系梵天川 令和四年二月十八日 福島県知事

廃川敷地等の位置 上流端 下流端 田村市滝根町神俣字五林平二百六十七番地先まで田村市滝根町神俣字五林平一番三地先から

一番三地先から

内

堀

雅

雄

土地 廃川敷地等の種類及び数量 五十七・四七平方メートル

四

公 告

(河川計画課

公告第四十八号

告する。 五十沢地区に係る県営湛水防除事業の工事は、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により 令和三年十二月二十三日完了したので公

令和四年二月十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

(農村計画課

福島県知事 内 堀 雅

雄

福

令和四年二月十八日

する。

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり公告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で進用する同法第六十二条

道(県北処理区) 種類及び名称 県北都市計画下 水道事業阿武隈 福島県 施行者の名称 事務所の所在地 福島県土木部都 番一六号 福島市杉妻町 市総室下水道課 昭和六十一年建設省告示第千 設省告示第千二百八十八号、 収用の部分 昭和五十八年建 省告示第千六百四十一号、 四号、平成七年建設省告示第 六年建設省告示第千七百三十 省告示第五百七十五号、平成 五百八十五号、平成二年建設 七百七十二号、平成八年建設 事 業 地 0) 所 在

高等学校」に改め、

同表5の項中

を「会津西陵高等学校」に改め、

同

町大字西大枝字葭谷を削り、 成十年建設省告示第二千五十 川尻並びに同県伊達市梁川町 同町大字徳江字落堀及び字滝 字西大枝字葭谷地を加え、 業地に福島県伊達郡国見町大 地方整備局告示第百九号の事 百十八号及び平成十八年東北 第三号、平成十三年東北地方 使用の部分 を変更する。 十四年東北地方整備局告示第 整備局告示第五十八号、平成 一野袋字滝尻の一部の事業地 号、平成十二年建設省告示 変更なし (下水道課) 同

福 島 県 教育委員 会

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年二月十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和二十五年福島県教育委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。 別表2の項中 「須賀川高等学校」を 「須賀川創英館高等学校」に、 長沼高等学校「須賀川桐陽高等

学校 を「須賀川桐陽高等学校」に改め、 同表4の項中 坂下高等学校 」を「西会津高等学校 一西会津

表6の項中 新地高等学校」「相馬高等学校 を 「相馬高等学校」に改め、 坂下高等学校」「大沼高等学校 同表8の項中「湯本高等学校」

める。 「いわき湯本高等学校」に、 小名浜海星高等学校 遠野高等学校 を「小名浜海星高等学校」に改

を

項中

この規則は、 **附 則** 令和四年四月一日から施行する。

福島県立高等学校学則の 部を改正する規則をここに公布する。

(高校教育課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

令和四年二月十八日

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県立高等学校学則 (昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号) の一部を次のよ

とする。 第二条の二第一項中第一号及び第二号を削り、 第三号を第一号とし、 第四号を第二号

別表第一福島県立福島高等学校の項中 (単位制) 全日制 全日制 普通科 普通科 二八〇人 五六〇人 に改め、 全日制 普通科 同表福島県立福島明成高等学校の 八四〇人 を

報

生物工学科 一二〇人 を 生物工学科 八〇人 に改め、

		· 機 械 科	普通科	学校の項中「	立福島西高等同表福島県立
_	-	四〇人	一二〇人	────────────────────────────────────	立福島西高等学校の項中「五六○人」を「五二○人」に改め、同表福島県立福島工業高等学校の項中「三二○人」を「二八○
全日制		- *	<u>+</u> _	七二〇人	芸()人]
普通科		1000年	垂 手		を「五二〇人
四八〇人		-		同表福島県立川俣高等学校の項中	立福島西高等学校の項中「五六○人」を「五二○人」に改め、同表福島県立同表福島県立福島工業高等学校の項中「三二○人」を「二八○人」に改め、
			こ 女 う	高等学校	<u>-1/-</u>
				の 項 中 	「 同表福島県立福島東高等 人」に改め、同表福島県

県立保原高等学校の

		項 中	
	(夜間)		
	普通科	商業科	
	一六〇人	一二〇人	
_	_	を	_

全日制

普

商

業科 通科 二〇人 四四〇人

に改め、 同表福島県立安達高等学校の項中「五二〇人」を

「四八○人」に改め、 同表福島県立本宮高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に

改め、 同表福島県立安積高等学校の項中 全日制

(単位制) 全日制 普通科 普通科 二八〇人 五六〇人 に改め、

同表福島県立郡山東高等学校の項

普通科 八八〇人 を

改め、同表福島県立清陵情報高等学校の項中「一六○人」を「一二○人」に改め、同表川創英館高等学校」に、「四八○人」を「七二○人」に、「一二○人」を「八○人」にめ、同表福島県立須賀川高等学校の項中「福島県立須賀川高等学校」を「福島県立須賀 人」を「三二○人」に改め、同表福島県立郡山高等学校の項中「六八○人」を「六四○中「八○○人」を「七六○人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「三六○ 人」に改め、同表福島県立あさか開成高等学校の項中「五六○人」を「五二○人」に改 福島県立長沼高等学校の項を削り、同表福島県立田村高等学校の項中「五二〇人」を「四 八〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、 同表福島県立須賀川高等学校の項中「福島県立須賀川高等学校」を「福島県立須賀

	日制	
	普通科	
	四八〇人	
こなら		

同表福島県立会津高等学校の項中

全日制

普 通科

七二〇人

全

に改め、 同表福島県立会津学鳳高等学校の項中 굵

令和 4	1 年 2 月	月18日 金	全曜 日	備	岛	県	-	報		弟2	268号		80
全日制 普通科	全日制 普通科	改め、同表福島県立	高等学校の項を削り、同表福島島県立会津西陵高等学校」に、	一二〇人」に改め、	県立猪苗代高等学校の項中		の項中「四八○人」を「二四○人」	八○人を信		八〇人) (3 - 2	てつ人一を「公国つ人」こなめ、	日制普通科
二八〇人	五六〇人	同表福島県立磐城高等学校の項中	一一表福島県子校」に、		の項中観光ビジネ	普通科	に、	情報技術科 四〇人	電気情報科	電気科			
に改め、同表平商業高等学校の項中「二〇		全日制 普通科 八四〇人	人」に改め、	同表福島県立大沼高等学校の項中「福島県立大沼高等学校」を「福	四○人を普通科	三二〇人	「二〇〇人」を「四〇〇人」に改め、	に改め、同表福島県立喜多方高等学校		四○人		司を富慧な公会事工業高等学交の資中	
争 「三 ○			を「一二〇人」に同表福島県立坂下	区を「福			同表福島	乃高等学校	1	1	電気情報科	電気科	

を削り、同表福島県立相馬東高等学校の項を次のように改める。来工業高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立遠野高等学校の項 福島県立小名浜海星高等学校の項中「一〇〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立勿

同表福島県立新地高等学校の項を削り、同表福島県立福島中央高等学校の項を次のよう 別表第一福島県立小高産業技術高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、

	校福島県立ふくしま新世高等学
夕夜間 単位制 制	(夜間)
普通科	普通科
四 〇 人	二四〇人
	福島市

別表第二福島県立安積高等学校御舘校の項及び福島県立修明高等学校鮫川校の項を削

る。

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年二月十八日

福島県教育委員会

(高校教育課)

福島県教育委員会規則第四号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)

学校」に、 第十五条の二第一項の表相馬東高等学校の項中「相馬東高等学校」を「相馬総合高等 「相馬市立磯部中学校」を 新地町立尚英中学校」に改める。「相馬市立磯部中学校」に改める。

校」を「福島県立いわき湯本高等学校」に、「七二○人」を「八八○人」に改め、同表○人」を「一六○人」に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「福島県立湯本高等学

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

表中

令和4年2月18日 金曜日

令和四年二月十八日 部を次のように改正し、令和四年四項の規定により協力校を指定する件 令和四年四月一日から施 韶 和四十一

「福島県立福島中央高等学校」を「福島県立ふくしま新世高等学校」に改める。 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

福島県教育委員会

(高校教育課)

福

(高校教育課)

行 年

公告第3号

W T O に 基づく 政府 調達に 関する 協定の 適用を受ける 福島県教育 センターほか 91施設 の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県 財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項 の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 18日

淳 福島県教育委員会教育長 鈴 木

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか91施設の電気供給 業務 一式
 - 仕様書による。 調達をする特定役務の仕様等
 - 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで 供給期間
 - (4) 供給場所 福島県教育センター(福島県福島市瀬上町字五月田16番地)ほか91施 設
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要 な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該 当しない者であること。
- 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てをしてい る者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規 定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっ ては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと 認められる者であること。
- 電 気 事 業 法 (昭 和 39年 法 律 第 170号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に よ り 小 売 電 力 事 業 者 と し

て登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月10日(木)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電 話 024-521-8613

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月10日(木)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和 4 年 2 月 18日(金)から同年 3 月 10日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年 2 月 23日を除く。)の午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年3月3日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和4年4月5日(火)午前11時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎3階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年4月4日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

令和4年2月18日 金曜日

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 91 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 April 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 4 April 2022
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8613

(財務課)

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県財務規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年2月18日

福島県教育委員会教育長 鈴 木 淳 一

 落札に係る借入物品の名称及び数量 新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等 一式(搬入、導入、 設置、調整、撤去等を含む。)

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日 令和3年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号

- 5 落札金額
 - 328,929,865円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年10月29日

(高校教育課)

福島県労働委員会

電島県労働委員会の利四年二月十八日 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱したあっせ 公告第一号

会長 平 石会長 平 石 典 生

大槻	大越香代子	荒川	燕	二瓶	駒田	古高神	7	开
光政	季代子	郡	裕康	優子	11世	申明	典生	各
福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	福島県労働委員会労働者委員 東芝プレシジョン労働組合福 島支部副執行委員長	福島県労働委員会労働者委員 UAゼンセン福島県支部長	福島県労働委員会公益委員 弁護士	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	福島県労働委員会公益委員 弁護士	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授	福島県労働委員会会長 弁護士	現 職
東北電力労働組合福島県本部組織局長	東芝照明プレシジョン労働組合中央執行委員	UAゼンセン大分県支部長				国立大学法人福島大学経済経営学類助教授		前
令和 4 年 1 月 25日	令和2年6 月23日	令和4年1 月25日	回	刵	刵	回	令和2年6 月23日	委嘱年月日

								せ	
遊佐盛-	清野	吉成	永山	千歲	板橋	石山	穴澤	坂路	曹野
典	宏明	中	赵	芳雄	正治	純恵	業二	芳知	点
福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県労働委員会事務局長	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	福島県労働委員会使用者委員いわき経営者協会相談役	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支 部長	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカローラ福島労働組合 執行委員
福島県県南地方振興局 県税部主幹兼副部長兼 管理納税課長	福島県総務部総務課長	福島県商工労働部政策 監	郡山運送株式会社代表 取締役社長	アルパインマニュファ クチャリング株式会社 顧問	福島県経営者協会連合 会専務理事代行	株式会社アゴラ専務取 締役	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	トヨタカローラ福島労 働組合評議委員
令和2年5 月26日	令和3年4 月27日	令和3年4 月27日	回	回	回	川	回	回	令和2年6 月23日

(審査調整課)

		\bigcap_{i}		
六	三	令和 四 年	ページ	
下	下	月	段	
ら ら 五 か	ら一○	二十八日	行	
	岩屋堂	○令和四年一月二十八日付け号外第四号中	正	正誤
	岩谷堂		恕	